

●○○●○○●○○●○○●○○●○○●

東証メールマガジン

CLUB CABU News No.2702

2011.3.30

<http://www.tse.or.jp/>

○○●○○●○○●○○●○○●○○●○○

=====

【本日の目次】

1.市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆ランキング情報
- ◆前・後場概況

2.証券取引等監視委員会からの寄稿

=====

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の2.を抜粋しております。

=====

2.証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿No32

証券検査について(その6)

証券取引等監視委員会事務局総務課長 寺田達史

前回までは、「ファンド販売業者に対する検査結果について」に関する連載を行わせていただいた。

今回以降は、先月(2月)8日に公表した、「投資助言・代理業者に対する検査結果について」を採り上げ、まず、発表の概要とともに、監視委員会から制度改正の建議を行ったところであることから、その内容をご紹介します。次回以降、検査結果に基づく具体的問題事例を紹介し、業者の方々における自律的改善を求めるとともに、投資者の皆様への問題点の予兆や業者の説明等に不信感を持たれた場合に係る注意喚起を行うことしたい。

まずもって、監視委員会及び財務局等証券取引等監視官部門は、投資助言・代理業を行う金融商品取引業者に対する過去の検査において、その役職員の法令遵守意識の欠如等を原因とする重大な法令違反が多数認められたことを踏まえ、平成21年3月以降、投資助言・代理業者の法令遵守状況に重点を置いた検査を集中的に実施してきたところであり、検査先は74に及んでいる(平成23年1月末現在)。

こうした検査の結果、多数の法令違反事例や不適切事例が発覚しており、重大な法令違反行為が認められた投資助言・代理業者については、行政処分を求める勧告を行い、その旨を公表してきたところである。

「投資助言・代理業者に対する検査結果について」は、改めて、これまでの

検査において認められた問題点について取りまとめ、公表を行うことより、先に述べたように、業者の方々に対して法令遵守への自立的取り組みを強く求めるとともに、投資者の皆様におかれても、業者との投資顧問契約の締結の判断をされる際に、こうした問題事例があることを踏まえた十分な注意を促すものである。

ここで、投資助言・代理業という法令用語について、若干の解説を加えたい。この法令上の位置づけは、金融商品取引法の制定により導入されたものである。

この業は、同法第28条第3項並びに第2条第8項第11号及び第13号に規定されているものであり、1)有価証券等の投資の判断に関して、口頭、文書その他の方法により顧客に助言すること、この「投資顧問」を契約に基づき行うことやその契約の締結の代理若しくは媒介を行うこと、2)顧客から有価証券等の投資の判断の全部又は一部を委任され、顧客のために投資を行うこと、この「投資一任」の契約の締結の代理若しくは媒介を行うものである。

こうした業は、投資者の投資判断に重要な影響を与えるものであり、登録制の下で行うことが可能となっている。ただ、この業者の形態は様々であり、いわゆる証券会社が子会社形態等で行っている場合もあれば、「〇〇投資顧問」と明確に法令上の業規制名を冠している者のほか、全く「投資顧問」とは謳っていない社名や個人で行っている者まで、様々である。従って、投資者の方々におかれては、「この会社が投資助言・代理業者か」わかりにくいこともあるかもしれないので、その場合は、必ず金融庁ホームページにおいて、登録業者であることを確認されることをお勧めする。金融庁・財務局に直接お問い合わせされても結構である。

こうした業者の多様性もあり、業者の中には、コンプライアンス担当部署や担当者すら置かれていないとか、基本的な法令知識の著しく欠如した者がそうした職務を行っている、業者全体(個人で行っている場合には、その者ということになるのだが)の法令遵守意識が著しく欠如しているなど、脆弱な法令遵守態勢の下に、自己の営業上の利益のみを優先した業務運営が行われているという状況が認められたところである。

このため、検査結果を見ると、74先のうち、11先について行政処分を求め勧告が行われ、これら11先を含む47先に法令違反等の問題点を通知している。

その主な問題点は、

イ. 投資助言・代理業を逸脱する行為等

(1)投資助言・代理業者自らが無登録業務を行っている状況(4先)

(2)無登録業者に対する名義貸し等(4先)

ロ. 投資助言・代理業上の不適切な行為

(1)顧客に対する情報提供が不適切な状況(著しく事実に相違する表示のある広告、契約締結前交付書面の未交付等)(33先)

(2)基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況(法定帳簿の未作成・未保存、虚偽内容を記載した事業報告書の提出等)(16先)

といったものであり、重大な問題業者に対しては、登録取消し処分も行われている。

先に述べたように、こうした検査において認められた法令違反事例のほとんど

どは、役職員の基本的な法令の知識や法令遵守意識の著しい欠如を発生原因としている。こうした状況にかんがみ、監視委員会は、2月8日に、金融庁設置法第21条の規定に基づき、金融庁長官に対して、投資助言・代理業に係る投資者保護の一層の徹底を図るため、投資助言・代理業に関する基本的な法令の知識や法令遵守意識が欠如しているなど業務を適確に遂行するに足りる役職員が確保されていない場合に登録を拒否できるよう、他の業種と同様に投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加する必要があるとの建議を行ったところである。なお、平成22年12月14日の犯罪対策閣僚会議に報告された暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームによる「企業活動からの暴力団排除の取組について」において、各府省は業の主体から暴力団等を排除する対策の充実に努めることとされているところ、登録拒否事由に人的構成要件を追加することより、投資助言・代理業についても、こうした対策の充実が図られるものと考えるところである。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・筆者紹介 寺田達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>